

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	第16回津市地籍調査推進協議会
2. 開催日時	令和4年10月26日(水) 午前10時から午前11時まで
3. 開催場所	津市本庁舎 4階庁議室
4. 出席者氏名	<p>【津市地籍調査推進協議会】 井土三喜徳、太田増一、岡田正幸、小黒敏克、岸本丞弘、後藤輝人、坪井年明、長谷川吉久、真柄知久、三浦統子、横山文美</p> <p>【事務局】 用地・地籍調査推進課長 長井弘紀 同課地籍調査推進担当主幹 長谷川年樹、海住愛 同課地籍調査推進担当副主幹 山田貴之 同課地籍調査推進担当 松島友子</p>
5. 内容	<p>(1) 開会 (2) 副会長の選任について (3) 令和4年度事業について (4) 第2次地籍調査事業計画について (5) その他</p>
6. 公開又は非公開	公開
7. 傍聴者数	なし
8. 担当	<p>用地・地籍調査推進課地籍調査推進担当 電話番号 059-229-3564 E-mail 229-3193@city.tsu.lg.jp</p>

## 議事

事務局

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまから、「第16回津市地籍調査推進協議会」を開催させていただきます。

本日の進行を務めさせていただきます、建設部用地・地籍調査推進課長の長井です。よろしくお願いします。

開催に先立ち、当協議会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、開催を見合わせてきており、2年8か月ぶりの開催となります。今年度につきましても、本来であれば事業の開始以前に皆様に事業箇所をご報告させていただくのが本来のところ、私ども事務局の日程調整が遅れ、開催時期が遅くなりましたことお詫び申し上げます。

それでは、開催にあたりまして、建設部長の渡邊からご挨拶申し上げます。

渡邊部長

改めまして皆様おはようございます。今年の4月から建設部長を拝命致しました渡邊と申します。平素から津市の行政並びに地籍調査事業につきまして、多大な御尽力頂いておりますことをこの場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございます。

地籍調査につきましては平成27年から事業計画を実施させていただいて、当初は10年計画という事で第一次の計画を進めさせていただいておりましたが、地域の皆様のご協力、或いは委員の皆様のご協力含めて、現地での立会率が95パーセントぐらいあるという事で、非常にその分野、事業の進捗の助けにもなっておりますし、その様な皆様のご興味を持っていただいている事業なのかなという事を改めて数字を見て感じているところでございます。

その地籍調査事業につきまして、8年に短縮させていただいた最終年度が令和4年度。令和5年度からまた新たな第2次地籍調査事業計画を策定して、それに基づいた事業の進捗を図って参りたいという風に考えているところでございます。本日、その様な部分も事務局担当からご説明させて頂いて、ご協議頂くという事になって参ります。実は、今月の10月に国交省の担当局の方へ建設部次長と課長が、事業説明も含めて東京へ出向いて参りました。そこで、色々津市の取り組みの部分をお話させていただいている中で、非常に津市さん頑張ってくれているなという話や、地籍調査が進んだことによって、民間開発の活性化もやはり見えてきているという様な話をさせていただき、国の方もその辺の部分は、副産物的な部分になろうかと思いますが、やはり地域の活性化については大切で、地籍調査が必要な部分というのも国の担当者もお話されてみえました。それと来月11月には、国交省で自治体キャラバンと言

議事	
事務局	<p>う自治体の地籍調査の担当者の研修会を津市で実施をしていただきます。色々本当に地域の皆様、委員の皆様の御協力のおかげで、国も含めて地籍調査事業にご理解を頂き、進捗させていただいているという事を改めて、この場をお借りし、お礼を申し上げたいところでございます。ただ、地域が非常に広範ですし、計画通り進んでいるとは言え、まだまだ調査をすべき箇所は沢山ございますので、今後とも皆様のご意見等々頂きながら、事業進捗に務めて参りたいと思いますので、本日もご協議の程よろしくお願ひします。</p> <p>ありがとうございます。ここで、建設部長につきましては、公務の関係上退席させていただきます。</p> <p>本日の会議を開催するにあたり、杉本委員、岩中委員、阿部委員、笠松委員におかれましては、ご欠席との連絡をいただいておりますので、報告をさせていただきます。</p> <p>なお、当協議会は、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、公開としていますが、本日の傍聴希望者はおられません。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。本協議会の議長ですが、津市地籍調査推進協議会設置要綱第6条第1項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、太田会長よろしくお願ひします</p>
太田会長	<p>改めまして皆様おはようございます。お忙しい中ご出席頂きましてありがとうございます。事務局からの話にもありましたが今回が2年8か月ぶりの開催となりますが、議事運営につきまして委員の皆様の協力をよろしくお願ひします。まず協議会の成立の可否について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告申し上げます。ただいま、協議会委員15名中11名の方がご出席いただいておりますので、津市地籍調査推進協議会設置要綱第6条第2項の規定により過半数の出席と認め、会議は成立しています。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。本日の会議が成立しているということを確認させていただきました。</p> <p>先ほども申しましたが、本協議会は令和2年1月27日に市長より委員の委嘱を受けた日に開催してから、2年8か月ぶりの開催となります。</p>

議事	
	<p>その間に、自治会役員の交代や人事異動などに伴い、委員が交代となっており、本日初めて出席される委員もおみえですので、会議を進める前に、事務局より改めて本協議会の趣旨を説明していただきたいと思います。また、今回初めて顔を合わせる方々もみえると思いますので、事務局より委員の皆様の紹介をお願いします。</p>
事務局	<p>本協議会の趣旨について説明させていただきます。</p> <p>「津市地籍調査推進協議会設置要綱」の第2条により、本協議会の所掌事項は、「地籍調査の普及及び啓発に関すること」、「地籍調査実施計画の策定に向けた調査及び検討に関すること」、「地籍調査の円滑な実施に向けた調査及び検討に関すること」となっております。本市では、南海トラフ地震に伴う津波災害から速やかに復旧・復興することができるよう、沿岸部の人口が集中する地域において地籍調査を重点的に取り組んでおりますが、事業の円滑な実施を図るため、平成27年より津市地籍調査推進協議会を設置し、地域の代表、土地の境界等の専門家の方から協議会の構成委員としてご意見をいただき、事業に反映させながら調査を進めてきているところです。地籍調査の推進には地域の皆様や専門家の方のご協力が不可欠となっておりますので、ご協力をよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして委員の皆様をご紹介させていただきます。前から席の順に、津市自治会連合会香良洲支部会長 太田増一様</p>
太田会長	太田です。よろしくお願いします。
事務局	津市自治会連合会津支部 井土三喜徳様
井土委員	井土です。よろしくお願いします。
事務局	津市自治会連合会津支部 岡田正幸様
岡田委員	岡田です。どうぞよろしくお願いします。
事務局	津市自治会連合会河芸支部会長 小黒敏克様
小黒委員	小黒です。どうぞよろしくお願いします。

議事

事務局	津市自治会連合会津支部 岸本丞弘様
岸本委員	岸本です。よろしくお願ひします。
事務局	津市自治会連合会河芸支部 後藤輝人様
後藤委員	後藤です。よろしくお願ひします。
事務局	津市自治会連合会津支部 坪井年明様
坪井委員	坪井です。よろしくお願ひします。
事務局	三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 長谷川吉久様
長谷川委員	長谷川です。よろしくお願ひします。
事務局	三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 真柄知久様
真柄委員	真柄です。よろしくお願ひします。
事務局	津地方法務局表示登記専門官 三浦統子様
三浦委員	三浦です。よろしくお願ひします。
事務局	日本国土調査測量協会専門技術委員 横山文美様
横山委員	横山です。よろしくお願ひします。
事務局	本日は欠席されておりますが、津市自治会連合会津支部 杉本清治様、津市自治会連合会津支部 岩中紀様、津市自治会連合会津支部 阿部茂雄様、津地方法務局総括登記官 笠松美樹様。以上の15名となっております。

議事	
太田会長	<p>ありがとうございました。それでは、今回の推進協議会ですが、内容から確認したいと思います。事項書を確認してください。</p> <p>今回の推進協議会についてですが、事項書にある通りで宜しいでしょうか。お諮りします。</p>
委員	異議なし
太田会長	<p>ありがとうございます。それでは、今回の推進協議会におきまして事項書にある内容を議題としたいと思います。また、今回の議事録の署名委員につきましては、岸本委員と井土委員にお願いしたいと思います。よろしくお祈りします。</p> <p>それでは順次進めてまいります。まず事項2の副会長の選任について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>津市地籍調査推進協議会設置要項の第5条では、会長及び副会長を互選により定めるものとなっております、令和2年1月27日の協議会開催時に会長に太田会長、副会長に三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の山本嘉雄様を選任いただいておりますが、山本様が任期中にお亡くなりになられたため、現在副会長が不在となっております。このことから副会長1名を選任する必要があるものです。</p>
太田会長	<p>事務局より説明があったとおり、当協議会に副会長として長年ご尽力頂いておりました山本様がお亡くなりになられたため、副会長を選任する必要があるとのことですが、どのように選出させていただきますでしょうか。</p>
委員	会長一任
太田会長	<p>会長一任という声をいただきましたので、皆さまのご異議が無ければ私から指名させていただきます。よろしくお祈りします。</p> <p>これまで会長には地域の代表者として私が、副会長には土地境界等の専門家の代表者として山本様が就任していたしましたので、今回についても副会長には土地境界等の専門家の代表者からという事で、これまで進めできた地籍調査での現地立会においても、現場で直接土地所有者の方々と接してきていただいている三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の長谷川委員にお願い出来ればと思います。長谷川委員、よろしいですか。</p>

議事	
長谷川委員	はい。
事務局	それでは、長谷川副会長、よろしく申し上げます。長谷川副会長から一言申し上げます。
長谷川副会長	失礼します。突然前任の山本副会長が逝去されたということで、私がつたまたま歳の順番からという様な協会からの話でございますが、実務的なことは以前から、ずっと来ています同協会の真柄の方が、非常に精通しておりますので、そこは真柄にお願いするという事で、私は平成27年度から地籍調査が実施された香良洲地区、会長と同じ香良洲出身でございますので、そのメリット等を啓蒙出来ればと思ひまして、お邪魔させてもらいました。よろしく申し上げます。以上でございます。
太田会長	それでは、事項3「令和4年度事業」について、事務局から説明をお願い致します。
事務局	<p>失礼します。用地・地籍調査推進課の海住です。令和4年度事業について説明させていただきます。配布させていただきました資料1「令和4年度事業計画」と合わせて、資料2の「令和4年度地籍調査事業実施区域図」の重点整備区域図と資料3の津市全域図をご覧ください。</p> <p>まず、重点整備区域につきましては、資料2をご覧ください、河芸③地区は、①の赤色箇所についての現地立会・測量を実施します。白塚地区は、②の赤色箇所の現地立会・測量、③の青色箇所については、法務局の登記や公図などを調査し、立会の資料となる調査図素図等の作成を行います。江戸橋・桜橋①地区は、④の赤色箇所の現地立会・測量を実施します。江戸橋・桜橋②地区は、⑤の赤色箇所の現地立会・測量、⑥の青色箇所の調査図素図等の作成を行います。</p> <p>以上の4地区の現地立会の調査手法については、個人の方の土地と道路や水路等との官民境界の調査を実施します。</p> <p>次に、重点整備区域以外の区域である一般整備区域につきましては、一志・美杉地域の波瀬・八手俣・下之川地区は、令和元年度に国事業として航空機により空中写真や測量データなどのリモートセンシングデータの整備がされているため、それらのデータを活用した後続の地籍調査、津地域の新町地区につきましては、令和2年度に国事業により地籍調査の前段となる基準点設置等がされているため、その後続の地籍調査、久居地域の小戸木地区につきましては、国の直轄事業である雲出川中流部の河川改修事業の円滑な事業推進に向け、国事業と連携した地籍</p>

議事	
	<p>調査、白山地域の上ノ村地区につきましては、地元から要望による地籍調査をそれぞれ実施するものです。</p> <p>また、第2次津市地籍調査事業計画の策定につきましては、また次の事項で詳しい説明をさせていただきますが、現行の津市地籍調査事業計画の計画期間が令和4年度までとなっているため、令和5年度を始期とする次期計画を策定するものです。</p> <p>次に、資料4をご覧ください。津地方法務局が実施主体の「登記所備付地図作成作業」につきまして、黄色い着色の2か所が実施されます。本調査につきましては、2カ年で1地区が実施されており、南側の藤方地区につきましては、令和3年、4年度事業、北側の白塚・栗真地区については、令和4年、5年度事業として実施されます。以上です。</p>
太田会長	<p>令和4年度事業について何かご質問等ございませんか。</p>
小黒委員	<p>異議はございませんが、なるべく早く実施していただきたい。</p> <p>現地立会は大変なこともあるかと思いますが、実施された地域の方々には、喜んでいるので頑張ってもらいたい。</p>
太田会長	<p>実施する地域も広範であり、予算の関係もありますが、皆様に喜んでいただいているので、早めに実施できるようよろしくお願いします。</p> <p>それでは事項書4、第2次地籍調査事業計画について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第2次地籍調査事業計画について説明させていただきます。</p> <p>本市では、南海トラフ大地震に伴う津波災害に備え、主として都市的土地利用がされている国道23号より東の沿岸部を地籍調査の「重点整備区域」に設定の上、平成27年度に策定した「津市地籍調査事業計画」に基づき、集中的に地籍調査を実施してきているところですが、本計画の計画期間が令和4年度までとなっているため、令和5年度を始期とする次期計画を策定する必要があります。そのため、昨年度より市の方で次期計画の検討を進め、この度、次期計画の方針が決まってきましたので、協議会にお示しさせていただき、委員の皆様のご意見等をお聞かせいただきたいと考えています。まず、現在の計画の実施状況について説明させていただきます。</p> <p>資料5をご覧ください。資料5が現在の事業計画を示したイメージ図ですが、黄色の箇所は登記所備付地図作成作業予定区域として、法務局において調査を実施していただく区域、青色の箇所については、すでに</p>

## 議事

正確な地図がある区域となっており、市において、地籍調査を実施する箇所はピンク色と緑色の区域となっています。本計画においては、重点整備区域における津波災害時のライフライン等の迅速な復旧・復興を主目的としていることから、より広範囲の調査が可能となるよう、道路や水路等との官民境界を先行して調査する「官民境界等先行調査」を主体としており、事業適用要件である「人口集中地区及び人口集中地区に隣接する地域であって宅地を中心とする地域」に該当する地区については、緑色の「官民境界等先行調査」、適用できない河芸地区の一部と香良洲地区については、ピンク色の「一筆地調査」を実施する計画としています。

資料6をご覧ください。資料6が令和4年度末での計画の実施状況を示した資料になります。左の実施状況フローをご覧ください。黒色の矢印が計画スケジュールになっていまして、備考欄に完了と記載されている地区については計画どおり事業が完了した地区になります。⑩河芸③地区、⑫白塚地区、⑬江戸橋・桜橋①地区、⑭江戸橋・桜橋②地区については、継続調査となっています。継続調査となった要因としては2つございまして、1つ目は、この地籍調査は国・県からの補助により事業を実施していますが、配分予算が不足したことによるもので、赤色の矢印で変更スケジュールを記させていただいています。もう1つの要因としましては、令和2年度に国土調査法が改正され、官民境界の調査手法について、令和2年10月以降に着手する地区については、「官民境界等先行調査」ではなく「街区境界調査」として実施することとなり、⑫白塚地区、⑬江戸橋・桜橋①地区、⑭江戸橋・桜橋②地区はこれに該当します。「官民境界等先行調査」では現地立会・測量までで調査が完了となりますが、「街区境界調査」では調査結果を土地所有者の方に確認していただく「閲覧」の工程が追加となったことから、追加工程の実施に係る期間が必要となったもので、水色の矢印で記させていただいています。

令和4年度末の実施状況を地図に示したものが真ん中の令和4年度末実施状況図になり、事業が完了した地区については、ピンク色と緑色に着色しています。先ほど申しました、事業が継続となっている地区は着色がされていない状況となっています。事業継続地区の実施状況を詳しく記した地図が一番右側の継続地区実施状況図になります。赤色の箇所については現地立会・測量まで実施済となっています。水色の箇所については調査図素図等の作成までが実施済となっています。

このように、平成27年度から皆様のご協力をいただきながら重点整備区域の地籍調査を進め、一部継続となっている地区があるものの

## 議事

概ね重点整備区域の官民の境界の調査を終えることができました。

第2次津市地籍調査事業計画では、これまでの計画の次の段階となりますが、地震調査研究推進本部の令和4年1月13日の発表によると南海トラフ沿いに大規模地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%と変化はないものの、40年以内に発生する確率が80～90%から90%程度と引き上げられており、津波発生による甚大な被害への懸念が高まっている状況となっています。

こうした状況、またこれまで官民境界の調査を実施している中で、香良洲や河芸のように一筆の調査をしてほしいとの声をたくさんいただいていることから、次期計画ではこれまでの整備方針を継承して、国道23号より東の沿岸部を引き続き地籍調査の「重点整備区域」とし、更なる地域の復旧・復興対策を目的として、令和5年度から14年度までの10年間で、土地の位置や形状が不明となった場合においても、迅速かつ正確な復元が可能となるよう、一筆地調査を実施していく方針としています。

資料7をご覧ください。こちらが第2次津市地籍調査事業計画のイメージ図になっています。ピンク色の地区は一筆地調査、緑色の地区については、継続事業である街区境界調査または官民境界等先行調査を実施後に一筆地調査を実施する計画としています。河芸地区の一部と香良洲地区につきましては、一筆地調査が完了したということで、オレンジの着色をしています。黄色の箇所が法務局による登記所備付地図作成作業予定区域となりますが、現計画では三重大学を含めた区域としていましたが、三重大学には正確な測量成果があるということで正確な地図がある区域としています。また、官民境界等先行調査を実施した白塚・栗真地区の一部が調査の結果、公図混乱地区であることが判明したため、法務局と協議の上、法務局で実施していただくこととし、黄色い箇所のように変更しています。青色の箇所が正確な地図がある区域ですが、前計画期間中において法務局による登記所備付地図作成作業を完了していただいた区域についても、青色に着色をしています。事業スケジュールにつきましては、現計画での事業着手・完了時期を勘案した形で、黒い矢印が一筆地調査、水色の矢印が街区境界調査または官民境界等先行調査として令和4年度からの10年間で示させていただいています。

また、現在の計画は重点整備区域のみの計画となっておりますが、重点整備区域以外においても、地籍調査の中の多様なメニューを活用し、繋がった事業展開をしています。

資料8は三重県が平成26年3月に公表した「津波浸水予測図」ですが、重点整備区域には入っていない浸水予測区域もあり、そこはどうし

議事

ていくかということで、新町地区、北立誠・一身田地区では、国の事業である都市部官民境界基本調査やモバイルマッピングシステムという計測機器を搭載した車両で走行しながらの測量による基本調査を活用しており、その後続調査として地籍調査を進めていきます。また、山間部の一志・美杉地域においては、土砂災害対策や当該地区で計画されている道路拡幅事業の推進のために、国事業として新しい技術によりリモートセンシングデータを整備していただき、それを活用した調査、雲出川中流部においては国直轄事業である河川改修事業の円滑な事業推進に向けた地籍調査を実施しており、そのほかにも地元から要望をいただいている地区が複数あり、順次進めていく必要があります。こうしたことから、重点整備区域以外の区域である一般整備区域についても順次進めていくこととして、計画に記載したいと考えています。以上です。

太田会長

委員の皆様、何かご意見・質問等ございませんか。

長谷川  
副会長

官民先行で実施いただいております地域は、法改正で一筆地調査までしていただくことになるという傾向ですか。

事務局

法改正で一筆地調査ということではないです。

長谷川  
副会長  
事務局

地元からの要望を含めて一筆地調査を実施するということですね。

はい。地元からの要望等もあり、一筆地調査を実施させていただく計画です。

長谷川  
副会長

実際、一筆地調査は本当に喜んでもらえますし、調査士というプロの立場からしても登記、測量の面において、早く安価で作業が進みますのでありがたいと思っています。せつかく地籍調査を実施されるのであれば、一筆地調査をしていただきたい。

太田会長

予算の関係もありますが、小黒委員も言われましたように、なるべく早くスムーズに実施していただきますようお願いいたします。

小黒委員

一筆地調査は大事ですが、道路内に個人の土地が残っている場合が多くみられる。当時の事情は様々あると思うが、個人地が道路内にあることは、地籍調査事業とは別で、今後解消していかないといけないと思う。

議事	
事務局	地籍調査を実施することにより、道路内の個人地があることも判明してきます。未登記処理も行ってまいります。
太田会長	ほかに質問ございませんか。
岸本委員	地籍調査をするために航空機、または人工衛星もたまには使うとのことですが、今はドローン撮影で、きちんとできると思います。航空機や人工衛星では高低差がよりわかるとは思います。地籍調査においては、そこまで高低差は関係ないのではないのでしょうか。平地だけの調査ではないのでしょうか。
事務局	航空機を使った地籍調査というのは基本的には山間部であり、急傾斜地になります。山間部の土地の所有者は、高齢のため、山を登って境界を確認することが出来ないというのがありますので、航空機を使って、航空写真や土地の形状等を測量し、それらを見ていただいて境界を確認していただきます。
岸本委員	以前は、航空機を使っていましたか。
事務局	この手法ができる前までは、実際に山に登っていました。
岸本委員	そうですね。航空機を使っての歴史は少ないと思います。
事務局	はい。ここ最近の手法となります。
岸本委員	それだと非常に予算も掛かることであり、なぜドローンでできなかったのでしょうか。
事務局	手法としましてはドローンを使ったパターンと、ヘリコプター、飛行機等を使うパターンがありますので、そこはその地形に応じた機械を使って測量をします。範囲が広いところだと逆にドローンでは向かないので、ヘリコプターを使ったりします。
岸本委員	航空写真において、はっきりした地籍調査が出来ますか。区切りができるのでしょうか。

議事

事務局

航空写真とレーザー測量と言う、航空機から地表面の高さが出る測量が出来ますので、それらを使って、3D的に境界の形、山の形等を表せます。

岸本委員

3Dはわかります。しかし、地籍の場合は標高差というのはあまり関係ないと思います。あくまでも平面ですからね。だから、ちょっとやりすぎではないかという気がしているのですがその辺どうですか。

横山委員

ちょっとよろしいですか。

航空写真の目的としては、山田さんが言われたように山へ登れない方も多くなっている中で、今、高さは地籍には関係ないと言ったら関係ないです。ただし、境界を見てもらうのに立体的に現地行ったような感覚で見てもらうために、確認いただくときに3Dのデータで立体的に見てもらったほうが分かり易いということで、航空写真というのは木の上しか映らないですけど、今主流は航空レーザー。レーザーというのは葉っぱを通すものですから地上まで映ってしまう、地上のデータが取れるものですから、地面の形がそのまま見えてしまう。するとレーザーを使う事によって木の種類も分かりますし、その木の種類の分布データも作ることが出来るため、地面を直に見て貰える。木の状態をみて、ここはスギ林だとか、ここはヒノキ林だとか、それも境界の決め手、参考となります。それらを参考にして、高さは地籍に関係ないのですが、立体的に見て、例えば尾根の頂点が境界ですと、やっぱり立体的に見て、ここが境界ですねと、いう事で皆様に見て貰って、そこで境界を決めているという事ですから高さは関係ないですが、見てもらう時にやっぱり立体的に見ないと分からないと思います。航空レーザーを使えば、赤道や山道も綺麗に映ってきますから、通常ではわからない、赤道からちょっとした林道も全部映ってきます。ドローンと航空レーザーの違いは、ドローンは、大変密度は高くいいのですが、広範囲に撮れない。ただ、耕作放棄地などの人が入りづらいような所はドローンでやれば、田んぼの畦など綺麗に見えます。予算的には森林関係の予算で航空レーザーみたいなのは撮られて、それを使って地籍に活用しています。

岸本委員

市の予算ではないですか。

議事

横山委員

いいえ。森林贈与税というという税を使っておられますから、それで全国的に林業関係で航空レーザー撮っておられますから、それとリンクしているケースがあります。津市さんの場合は、国の事業において、ヘリで撮られて、それを活用しているわけです。そのため、市のお金はそこに入っていないと思います。すいません、ちょっと補足的ですけど。あくまで国の予算です。そういった活用できる手法は色々あるという事です。航空レーザーは結構色んな方で国交省も撮っておられますし、農林省も撮っておられます。

岸本委員

地籍というと市街地のことで、山の方まで考えてなかったものですから、その市街地であればドローンで事足りるのではないかという気持ちで申し上げたので、山の方まで地籍は関係ないだろうと思っていました。

後藤委員

海住さんに確認をしたいと思います。

資料8の説明の時に私は聞き漏らしたのか分かりませんが、国道より西側に浸水地域があり、それについて津市としても考えていくとおっしゃったと思うのですが、これは第2次計画には入ってはいないのですか。

事務局

第2次計画に重点整備区域以外の所も進めていきますという形で記載させていただきます。

後藤委員

予算の話は別にして、よろしくをお願いします。

河芸にも大分浸水地域があります。本来は、岸本さんが言われていたように山の方も全部出来ればいいですけど、それには莫大な金が要りますので、限定してやるという事は、この協議会としても言っていかなければいけない事だと思います。必要なところは早く実施していただけるように。確認ですのでありがとうございます。国道より西側も、新町も含めて実施していくという意思是、はっきりしているということですね。ありがとうございます。

太田会長

国道23号から西側も実施するという事でよろしいですか。希望する地区に要望してもらおう形ですか。

議事	
事務局	<p>重点整備区域という事で津市として一番優先的に、集中的にさせていただくのは、国道23号より東側ですが、それ以外にも浸水区域や、山間部の土砂災害の危険があるような所、国の事業と連携して進めていかなければいけない所、地元からの要望がある所というのがありますので、そういう所、必要なところは重点整備区域以外も進めてまいります。</p>
太田会長	<p>ほかに何かございませんか。宜しいですか。</p> <p>それでは無いようですので次の事項に進んでまいりたいと思います。事項5「その他」について委員の皆様何か御質問ございませんか。</p> <p>質問も無いようですので、事務局から何か連絡事項はございませんか。</p>
事務局	<p>それでは事務局より2点ご連絡させていただきます。1点目ですが、次回の推進協議会の開催につきまして会長副会長と協議事項及び日程を調整させていただきたいと思います。2点目ですが、協議会の冒頭で聞いていただきました議事録の署名ですが、本日指名させていただきました岸本委員、井土委員につきましては本会議終了後議事要旨を作成し、事務局よりお伺い致しますので、ご確認いただきますようお願いいたします。</p>
太田会長	<p>ではこれで本日の予定の事項は終了いたしましたので、事務局へお返しいたします。</p>
事務局	<p>本日は皆様お忙しい中大変ありがとうございました。これで第16回津市地籍調査推進協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

